



今年の干支

平成25年の干支は「巳」です。諸説ありますが「巳」という文字は胎児を表した象形文字で、蛇が冬眠から覚めて地上に這い出す形とも言われており、「起こす、始める」などの意味があります。さらに、蛇は脱皮をすることから「復活と再生」を連想させます。

また、弁財天の使いでもある蛇は金運の神様として、脱皮した抜け殻を財布などに入れてお守りにする風習が今でも見られます。

今年は長年続く不景気から「復活と再生」をし、新たなビジネスを「起こす、始める」チャンスのある年として、皆様が飛躍する年となりますように祈念いたします。

我々も脱皮をしてより多くの幸せを皆様にお届けできますよう、社員一同精進してまいります。



サラリーマンの経費

商売をしていると領収書をもらえば経費にできますが、サラリーマンは経費を落とすところがありません。その代わりに「給与所得控除」という概算経費が認められています。例えば年収400万円であれば134万円が控除できます。

従来からサラリーマンでも給与所得控除に経費を上乗せ（特定支出控除）できる制度がありましたが、使いづらく全国で年間10件弱の申告しかありませんでした。

そこで、平成24年度改正により経費の範囲拡大と計算方法の変更が行われ、使いやすくなりました。認められる経費は主に以下のものです。

- 資格取得費…税理士学校などの学費
- 新聞書籍代…仕事に関連するもの。関連すればスポーツ新聞や雑誌も○
- 制服代…職場で着用するもの（休日に着用していても○、スーツも○、但し高額なもの×）
- 交際費…得意先や仕入先の接待は○、同僚との飲み会は×

仕事に関連するものかどうかは勤務先の会社が証明します。その証明書等を添付して確定申告すれば適用を受けられます。

例えば年収400万円の人が、①学費40万円、②書籍代10万円、③制服代20万円、④交際費10万円 の計80万円使ったとします。上乗せ額は（80万円－給与所得控除の1/2の67万円＝13万円）となり、税金は26,000円減ります。

改正は平成25年分からですので申告は平成26年3月と1年以上先ですが、受けてみようと思われる方は今から領収書等を残しておいて下さい。

確定申告特集

医療費控除の対象となるのは？

医療費でよくある事例を挙げてみました。

(◎は間違いやすいもの)

対象となるもの	対象とならないもの	一定の条件で対象となるもの
<ul style="list-style-type: none"> ◎ 入れ歯 ◎ インプラント治療 ◎ 針・お灸治療 ◎ 風邪薬代(薬局購入OK) ◎ 通院のための電車・バス代 <ul style="list-style-type: none"> ・ 虫歯治療 ・ 風邪治療 ・ 不妊治療 ・ 分娩費用 ・ 入院患者食事代 ・ 人工透析器購入代 ・ おむつ代(要証明書) ・ レーシック手術 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ インフルエンザ予防接種 ◎ カイロプラクティック施術費 ◎ ビタミン剤・栄養ドリンク ◎ 健康食品 ◎ マイカー通院時の駐車場代 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院時の下着等やテレビ代 ・ 体温計・あんま器・空気清浄器 ・ 介護ベッド購入代 ・ 車椅子購入代 ・ 補聴器購入代 ・ かつら ・ マスク ・ 診断書費用 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 健康診断 (病気が見つかり治療が必要となるとOK) ◎ 漢方薬 (治療上必要なものはOK) <ul style="list-style-type: none"> ・ 家政婦代 (入院の看護や在宅治療に必要な時はOK) ・ 入院時の差額ベッド代 (治療上や個室を必要とする場合OK)

間違いやすい事例

- ・ 平成25年1月に平成24年12月分を支払った。→平成25年の医療費になります。
- ・ 美貌の為の歯の矯正 → 医療費控除の対象外(発育段階にある子供の矯正はOK)
- ・ 介護費用は領収書に医療費控除対象額とある分はOK
- ・ 健康診断には人間ドック・メタボ検診等も含まれます。
- ・ 控除は10万円を超える金額(最高200万円)となりますが、所得が200万円以下ならば10万円未満でも控除が受けられる場合があります。
- ・ 生計が一であれば親族の分もOKです。できるだけ領収書は集めておいてください。

お願い 医療費の補填として医療保険、高額医療費、出産手当等を受けとった場合、医療費から控除しなければいけませんので、その金額をお知らせください。



家事費や家事関連費の所得税の取扱い

「家事費」と「家事関連費」、似た言葉ですが経費になるかどうかで違いがあります。

所得税法上の事業所得の金額及び不動産所得の金額は「総収入金額」から「必要経費」を控除して計算しますが、必要経費には家事費の全額及び家事関連費の一部は算入できません。これは家事費や家事関連費の性質が、所得の処分(消費のための支出)としての性格を有しているからです。

家事費の代表的なものとしては、生活するための食料品の購入や自宅家賃の支払いなどがありこれらは経費になりません。

家事関連費の代表的なものとしては、店舗兼住宅に係る地代、家賃、光熱費などがあります。家事関連費については商売を行う上で直接必要な部分(例えば、1Fを店舗、2Fを自宅としている場合の1F部分に係る経費)については合理的な基準(面積按分や利用割合等)を用いて必要経費に算入することが可能です。必要経費に算入できるか否か迷われた際には、当所担当者までお問合せ下さい。